別表第一中洋傘の項を次のように改める。

洋傘	一　傘の生地の組成 二　親骨の長さ 三　取扱い上の注意

別表第三号（三）本文中「事項を」の下に「製品の形状又は品質に応じて適切に」を加え、「（ビーチパラソル及びガーデンパラソルに限る。）」を削り、同号（三）イ中「閉じる旨」の下に「（ビーチパラソル及びガーデンパラソルに限る。）」を、同号（三）ロ中「埋める旨」の下に「（ビーチパラソル及びガーデンパラソルに限る。）」を加え、同号（三）に次のように加える。

ハ　傘の開閉時及びシャフトの伸縮時には、顔や身体から離して使用する旨（ジャンプ式の折りたたみ傘に限る。）。

ニ　使用方法に関する注意事項。

別表第二第四号合成洗剤の項中「合成洗剤試験方法」を「家庭用合成洗剤試験方法」に改め、同項別記（三）ロ中「試薬一級」を「試薬特級」に改める。

別表第二第四号洗濯用又は台所用の石けん（二）中「合成洗剤試験方法」を「家庭用合成洗剤試験方法」に改める。

別表第二第四号住宅用又は家具用の洗浄剤（二）ホの表中「日本工業規格K八九五一（硫酸）」を「日本工業規格K八九五一（硫酸（試薬））」に改め、同項別記一（三）ロ中「試薬一級」を「試薬特級」に改め、同項別記二（三）ロ中「試薬一級」を「試薬特級」に改める。

別表第二第六号ウレタンフォームマットレス（三）中「十　寸法」を「五・三　寸法の許容差」に改め、同項（四）中「軟質発泡材料―物理特性の求め方―第二部：硬さ及び圧縮たわみ」を「軟質発泡材料―物理特性―第二部：硬さ及び圧縮応力―ひずみ特性の求め方」に改め、「D法」を「D法（二十五％定圧縮して二十秒後の力を求める方法）」に改める。

別表第二第十号（六）を次のように改める。

（六）　取扱い上の注意の表示に際しては、次に掲げる事項を製品の形状又は品質に応じて適切に表示すること。

イ　直射日光又は熱を避ける旨。

ロ　乳幼児の転落の防止に関する注意事項（乳幼児が使用するものに限る。）。

別表第二第二十八号別記（三）ロ中「試薬一級」を「試薬特級」に改める。

別表第二第二十九号クレンザー（二）中「合成洗剤試験方法」を「家庭用合成洗剤試験方法」に改め、同項別記（三）ロ中「試薬一級」を「試薬特級」に改める。

別表第二第二十九号その他の磨き剤（二）イ中「科学」を「化学」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この告示は、平成二十五年六月十一日から施行する。

（経過措置）

2　平成二十五年十一月三十日までの間に雑貨工業品の品質に関する表示が行われるものについては、なお従前の例によることができる。

3　前項の規定に基づき雑貨工業品の品質に関する表示が行われたものについては、この規定は適用しない。

○内閣府告示第百三十八号

家庭用品品質表示法（昭和三十七年法律第百四号）第三条第一項の規定に基づき、電気機械器具品質表示規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十五年六月十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

電気機械器具品質表示規程の一部を改正する告示

電気機械器具品質表示規程（平成九年通商産業省告示第六百七十三号）の一部を次のように改正する。

別表第二第十五号（三）本文中「初特性試験に規定する方法」を「光学的特性に規定する試験方法」に改め、同号（三）イ中「C八一〇八（蛍光灯安定器）のランプ電流及びランプ電力試験」を「C八一一八（蛍光灯安定器―性能要求事項）のランプ電力及び電流試験」に改め、同号（三）ロの備考中「C八一〇八（蛍光灯安定器）の付属書二」を「C八一一八（蛍光灯安定器―性能要求事項）の附属書D」に改め、「試験用ランプ」の下に「又は日本工業規格C八一一七（蛍光灯電子安定器）の附属書B試験用ランプ」を加える。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○財務省告示第百九十号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、平成二十五年五月十五日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十五年六月十一日　　財務大臣　麻生　太郎

一　名称及び記号　利付国庫債券（二年）（第三百二十八回）

二　発行の根拠法律及び特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条第一項その条項

三　振替法の適用等　社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。

四　発行方法　価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）、価格競争入札と同時に行われる入札であって、価格競争入札において定められた利率をその利率とし、価格競争入札において募入の決定を受けた各申込みの応募価格を募入額により加重平均して得られる価格をその発行価格とするものによる発行（以下「非競争入札発行」という。）、価格競争入札と同時に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行」という。）及び価格競争入札の募入の決定をした後に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行」という。）

五　募入決定の方法

イ　価格競争入札発行　各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てる。

ロ　非競争入札発行　各申込みの応募額を案分により割り当てる。

ハ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行及び国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行　各国債市場特別参加者ごとの応募限度額の範囲内において各申込みの応募額を割り当てる。

六　発行額

イ　価格競争入札発行　特別会計に関する法律第四十六条第一項の規定に基づき発行した利付国債について、額面金額で二兆六千六百九十八億円

ロ　非競争入札発行　特別会計に関する法律第四十六条第一項の規定に基づき発行した利付国債について、額面金額で二十六億二千七百万円